

大和市監査委員告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月24日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 街づくり計画部
- 3 監査対象期間 令和元年12月～令和2年11月
- 4 監査年月日 令和2年12月24日
- 5 監査の方法 この監査は、街づくり計画部（街づくり総務課、建築指導課、街づくり計画課、街づくり推進課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 財産管理に関する事務
  - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
  - (7) 備品管理に関する事務
  - (8) 切手の受払に関する事務
  - (9) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (11) つり銭の管理に関する事務
  - (12) 市営住宅使用料賦課・徴収に関する事務
  - (13) 市営住宅敷金の徴収・還付に関する事務
  - (14) 市営住宅駐車場使用料徴収に関する事務
  - (15) 建築確認申請等手数料徴収に関する事務
  - (16) 開発行為許可申請等手数料徴収に関する事務
  - (17) 屋外広告物許可手数料徴収に関する事務

(18) 換地清算徴収金の管理に関する事務

6 主な着眼点

- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
- ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
- ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
- ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
- ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。